

令和3年第2回九戸村議会定例会

令和3年6月15日（火）

午前10時 開会 開議

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第4 議案第1号 九戸村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第6 議案第3号 九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第7 議案第4号 令和2年度九戸村一般会計補正予算(第11号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第8 議案第5号 令和2年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第9 議案第6号 令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第10 議案第7号 令和2年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第11 議案第8号 令和2年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第12 議案第9号 令和2年度伊保内財産区特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第13 議案第10号 令和2年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第14 議案第12号 九戸村中小企業・小規模企業振興基本条例
- 日程第15 議案第13号 ふるさとの館条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 九戸村都市農村交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 九戸村手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 九戸村総合開発審議会条例等の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第20 議案第18号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第21 議案第19号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第20号 令和3年度九戸村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第21号 令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

◎出席議員（12人）

1番	古 館	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	大 向 一 司 君
移住定住担当課	長	川 原 憲 彦 君
子育て支援担当課	長	浅 水 涉 君
税 務 住 民 課	長	吉 川 清一郎 君
保 健 福 祉 課	長	杉 村 幸 久 君
産 業 振 興 課	長	中 奥 達 也 君
地 域 整 備 課	長	関 口 猛 彦 君
教 育 次 長		坂野上 克 彦 君
水 道 事 業 所 長		上 村 浩 之 君

◎職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今から、令和 3 年第 2 回九戸村議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議の宣告（午前 10 時 01 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

6 月 15 日付けで、村長からの送付議案等は、別紙議案等一覧表のとおり議案 21 件であります。

議案等は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、中村國夫君、川戸茂男君、岩渕智幸君、山下 勝君、坂本豊彦君、久保えみ子さん、保大木信子さんの 7 人です。

質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり請願 1 件、陳情 1 件であります。

請願については、請願・陳情一覧表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたしました。

なお、陳情については、かねて申し合わせのとおり配布のみといたします。

次に、監査委員から令和 3 年 2 月分、3 月分及び 4 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。

また、監査委員から令和 2 年度定期監査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から令和 2 年度九戸村一般会計に係る繰越明許費繰越計算書の調製について、令和 2 年度九戸村水道事業会計予算繰越計算書の報告についての提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎村長の行政報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、村長から行政報告の申し出がありました。

ただ今から、村長の行政報告を行います。

村長の登壇を許します。

村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 令和3年第2回九戸村議会定例会が開会されるに当たり、第1回定例会以降の村政執行の経過について、主なものを報告させていただきます。

一つ目として、地域おこし協力隊・起業人の活動についてでございます。

第3次九戸村総合発展計画につきましては、本年3月に策定したところでありますが、この計画に掲げるナインズプロジェクトを推進するため、4月1日付けで役場組織を大きく改編し、スタートを切ったところでございます。

4月には、新採用職員7名に加え、九戸村としては初めての地域おこし協力隊を県内外から8名任命することができたところであります。

この協力隊のメンバーからは、さっそく村の広報や情報発信、伊保内高校の支援、コロポックルランド活用方法の検討、産直施設オドヅ館の支援のほか、南部ほうきの伝承普及や自伐型林業の普及活動に従事していただいております。

さらに、地域おこし協力隊と同じく総務省の事業である「地域おこし活性化起業人」制度を活用し、料理教室を全国で展開している株式会社ABCクッキングスタジオから2名、スポーツジムを全国で展開している株式会社ルネサンスから1名の社員を派遣していただき、九戸村のフードプランナー及びフィジカルプランナーとして、4月から活動していただいております。

フードプランナーからは、山わさびフェアのレシピ開発や料理教室の企画をしていただいております。また、フィジカルプランナーからは、未就学児から小学生を対象とする「こどもかけっこ教室」を開催していただいたところであります。

二つ目、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、村政調査会の間でもご報告してまいりましたが、あらためて現状を報告させていただきます。

優先順位の最上位となる65歳以上の高齢者につきましては、本村では4月26日より予約受付を行い、5月10日から接種を開始したところであります。

医療スタッフは、県立二戸病院と九戸地域診療センターの医師を看護師帯同のうえ派遣していただき、月曜日と水曜日は医師2名体制、木曜日と金曜日は医師1名体制で、各日午後の3時間で接種を実施してまいりました。

5月末までで、高齢者施設入所者を含み630名が1回目の接種を終え、その後

2回目の接種に入っております。

次に今後の見通しですが、ワクチン接種の促進に関し、医療関係者との協議を重ねた結果、5月の実施状況から1日当たりの接種人数を増やせることが実証されたこと、さらに二戸市長の特段の配慮から、二戸医師会へ働きかけ等をしていただいた結果、医療スタッフの派遣を受ける見通しがたったこと等の理由により、当初計画から若干の前倒しが可能となり、予測外のことがなければ希望する高齢者の皆様に対しては、8月お盆前に接種が完了する状況となっております。

今後とも、村民の皆様が少しでも早く安心を実感していただけるように、二戸広域で共に手を携えて県当局並びに医師会に対し、さらなる支援を強く要請してまいりたいと考えております。

三つ目、村営戸田牧野の管理についてでございます。

村営戸田牧野につきましては、4月30日に本年度の開牧を行っております。開牧の際の受入れ頭数は、10戸の畜産農家からホルスタイン種59頭、黒毛和種3頭となりました。昨年度より利用頭数の減少はあるものの、積極的に活用していただいております。畜産農家の飼料基盤不足の補完と低コスト生産に寄与しているところでございます。

入牧に際しては、ワクチン接種や白血病検査、蹄消毒等を行い、疾病対策を徹底しております。引き続き10月30日の閉牧まで事故が発生しないよう、細心の注意を払いながら育成管理に努めてまいります。

また、同じく牧野内にある育成牛舎施設では、放牧牛とは別に現在63頭を受託しているところであり、今後も畜産経営の安定向上と振興に努めてまいり所存であります。

四つ目に、九戸村営建設工事についてでございます。

本年度の村道改良事業につきましては、村単独事業として改良舗装工事1路線、法面工事1路線及び橋梁修繕1橋の工事を計画しております。

また、国費を活用する社会資本整備総合交付金事業により改良舗装工事1路線、舗裝修繕工事1路線、法面工事2路線、道路メンテナンス補助事業により橋梁7橋の長寿命化と橋梁82橋の定期点検を行う予定としているところであり、早期発注に向けた事務手続きを進めてまいります。

村道の維持工事につきましては、側溝等の構造物及び安全施設の修繕と危険個所の解消を行い、利便性の向上と安全確保に努めてまいりたいと考えております。

五つ目に、オドデ館の改修についてでございます。

産直施設オドデ館につきましては、増改修工事に向けた基本設計を令和3年3月に作成いたしました。本年度に入ってから、この基本設計について関係機関への説明や協議を行いながら、実際に建設を行うための実施監理設計契約を5月に締結したところであります。

また、オドデ館の営業を工事期間中も継続して行うための仮設店舗工事の入札と契約を5月に行っており、9月の完成に向け、工事を進めているところであります。さらに、オドデ館西側進入路拡幅工事についても6月下旬に入札を予定しているところであり、現在はその工事に向けて、行政、通信関係機関との協議を進めております。

今後は、各種行政等申請手続きを進め、オドデ館の改修工事に着手する予定としております。

六つ目に、株式会社九戸村ふるさと振興公社及び株式会社インズファームについてでございます。

農業の担い手育成を目的とする株式会社ナインズファームの機能強化につきましては、これまでも説明してまいりましたが、去る5月27日に開催されたナインズファームの株主総会において、会社を解散することで承認をいただきました。また、同日開催されました株式会社九戸村ふるさと振興公社の株主総会においては、株式会社ナインズファームの役割を加える定款の変更を承認いただき、7月1日付けで新たに名称を「株式会社九戸村総合公社」とし、通称を「ナインズドア」とすることが承認されております。

今後におきましては、これまで二つの会社がそれぞれに事業展開してきたものを一体化することで、複数の事業にわたり相乗効果が期待できるものと考えております。

特にも新規就農希望者の育成方法につきましては見直しを行い、農業希望者を全国から募集し、農業研修生を増やすことで、本村への移住定住にもつなげてまいりたいと考えております。

また、本村の特産品の加工販売による6次産業化を推進し、特産品栽培を活性化させることで雇用の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

七つ目に、二戸消防署九戸分署庁舎建設工事についてでございます。

二戸消防署九戸分署庁舎建設工事につきましては、二戸地区広域行政事務組合の事業として進められているところであり、5月10日に入札が行われております。建築工事は、2億6,598万円で株式会社丹野組と請負契約したのをはじめ、電気設備工事は5,280万円で馬淵川電気株式会社、そして管設備工事は4,312万円で二戸ガス株式会社と、それぞれ請負契約を締結、6月10日には櫻庭議長ともども私も出席して工事安全祈願祭が行われ、令和4年3月15日の完成に向けて順調に取り進められているものと認識しているところであります。

新しい九戸分署庁舎の敷地面積は、約3,425平方メートル。庁舎棟は、鉄筋コンクリート造り2階建てで、延床面積は約688平方メートルとなります。ほかに防災倉庫棟が建設され、年度内に移転が完了する予定となっております。

九戸分署は、第3次九戸村総合発展計画に掲げる「安全・安心プロジェクト」

の核となる施設であり、新庁舎の完成により、村民の「安全・安心な生活」を大きく担保できるものと期待しております。

八つ目に、伊保内高校支援についてでございます。

県立伊保内高校の入学者数を確保するため、制服購入費の全額補助や伊保内高校限定の奨学金制度を新たに創設したところでありますが、本年4月の伊保内高校入学者は15名で、2年生26名と3年生30名を合わせ、全校の生徒数は71名となっております。

村といたしましては、伊保内高校の存続に関し、あらためて危機感を強くしているところであり、伊保内高校の魅力づくりと情報発信の強化に取り組んでいくこととしております。

具体的な取り組みといたしましては、4月には、高校生9名を新たに「九戸宣隊☆魅せるんジャー」に任命し、本年2月に設立いたしました「伊高むらおこし会社」では、4月末から本村の資源を活用した新商品開発に向けて活動を開始しているところであります。

また、地域おこし協力隊のメンバーを伊保内高校と九戸中学校に派遣し、神楽の伝承活動により中高の連携を支援しております。

加えて、県外からの留学生を募る「みらい留学ネットワーク」にも参加を予定し、全国の中学生に伊保内高校をPRするとともに、オンラインによる入学相談を開始するところであります。今できることを果敢に実行して、伊保内高校の入学生確保に全力を傾注してまいります。

以上、第1回定例会以降の行政執行状況について、報告させていただきました。

今議会には、議案21件を提案させていただいております。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、村長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。ただ今から、教育長の教育行政報告を行います。

教育長の登壇を許します。

教育長

(教育長 岩渕信義君登壇)

○教育長（岩渕信義君） 本日ここに、令和3年第2回九戸村議会定例会が開催するに当たり、第1回定例会以降の教育行政に関する執行状況につきまして、主なものを報告させていただきます。

まず、第1点目として「持続可能で良質な教育環境の整備について」でござい

ます。

本年、2月1日より5日間にわたり住民を対象として「ナインズミーティング2」と称して実施いたしました教育懇談会に続き、3月から4月にかけて小中学校と保育園の保護者を対象に実施する予定でしたが、年度末・年度初めということもあり予定が遅れ、現在まで4月17日に山根小学校、26日に3保育園等の保護者を対象に実施したところでございます。また、保育園等の保護者からの要望もあり、現在、3園それぞれの会場で実施しております。なお、山根小学校以外の小学校については、今月から来月初めにかけて実施いたします。

懇談会が一通り終了いたしましたら、出席した方々の発言等を整理し、報告書の形で後日お示ししたいと考えておりますが、これまで終了した会場では、出席者からは、概ね向こう十数年に及ぶ本村の児童生徒数の推移から、本村の持続可能で良質な教育環境の整備への要望が多く寄せられましたことをお伝えいたします。

今後は、学校形態のあり方に関する専門家の考えをお聞きするディスカッションのような機会も設け、理解と議論を深めてまいりたいと考えております。

2点目は、「教員の資質向上について」です。

今年度の定期人事異動により、本村には小学校6名、中学校は3名の教員と副校長が転入してまいりました。そのうち小学校では1名が新採用、1名は初任者研修対象外新規採用者であり、中学校は1名が新採用であります。転入者については、5月の連休明けに学校訪問を実施し、面談、授業参観などを実施し、本村が目指す教育を理解し、実践するよう要請するとともに、当該校の校長による指導もお願いいたしました。各校の校長からは初めての複式学級指導に戸惑っているものの、概ね熱心に指導を行っているとのことでした。

また、ICT活用については、現在村内すべての小中学生及び教員用のタブレットを確保し、専門業者による設定作業を行っているところでございます。6月を目途に配布を終え、7月から夏休みにかけて研修を重ね、2学期からは授業での活用を図る計画です。

3点目は「学力向上について」です。

これからの児童生徒に求められる「学力」は、これまでのような知識・理解一辺倒ではありません。新しい時代に必要となる資質・能力の育成は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を通じて「主体的・対話的で深い学び」により、学びを人生や社会に生かそうとする力や人間性であり、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等であり、生きて働く知識・技能の習得であるとされています。

本村では、伊保内小学校を除くすべての小学校が複式学級を有することから、単式学級以上に前述した資質・能力の育成には工夫が必要であります。そこで、

昨年に引き続き4月に開かれた学力向上推進協議会と学力向上推進委員会、さらには月1回に一度村内すべての小中学校の教務、研究主任が集まり開催されている会議等で、本村児童生徒の弱点の分析と授業の改善に取り組んでおります。

また、新聞等でも報道されておりますようにNIEと呼ばれる、新聞を用いた読解力の向上プログラム、岩手大学農学部附属寒冷フィールド教育センターの由比進教授の指導の下で小学2年生を対象とした農作物栽培と遺伝への興味・関心を深めるためにミニトマトを栽培するというナインズ合同学習を実施いたしました。

4点目は、「社会教育について」です。

すでに公表しているように、今年度これまで単独で行われていた女性教室や生涯学習アカデミー、公民館学級等をまとめて「学び処ナインズカフェ」として5月からスタートいたしました。

まず、5月8日に「九曜塾」の1回目として、黒山の昔穴遺跡の見学を実施いたしました。これは対象が小学生であります。34名の児童と保護者2名の参加を得ました。なお、実施にあたっては山友会の方々のご協力もいただきました。第2回の「九曜塾」は、6月12日、村内の木炭生産者の方を講師に、木炭についての学習を行い、26名の児童と保護者1名の参加がありました。

また、地域活性化起業人として株式会社ルネサンスからおいでいただいている木村さんを講師として「こどもかけっこ教室」を3回、また株式会社ABCクッキングスタジオ講師である盛内さん、高橋さんらによる「フードプランナー2人の小さな料理教室」を1回実施しております。

さらに、ラーニング講座としてヨガ教室、書道教室、ロシア料理、エコクラフト小物づくりを実施し、そのほかこれまでの生涯学習アカデミー、女性教室として講演会、黒山の昔穴遺跡見学などを実施したところでございます。

黒山の昔穴遺跡につきましては、2月に遺物の展示及び調査報告会を実施し、村内から47名、村外から41名の参加者があり、報告書も30部ほどの販売がございました。なお、今月にはこれまでの調査から得られたデータから、遺跡の分布等を紹介したリーフレットを全戸配布する予定です。

5月、6月の実施済み、あるいは実施予定の各講座の申し込み数は延べ238名に及び、これまで実施した講座のアンケートはいずれも高評価を得ております。

教育委員会といたしましては、教育行政全般として学校教育、社会教育ともに順調に進捗していると認識しております。学校教育における喫緊の課題は、持続可能で良質な教育環境の整備が急務であり、引き続き村民各層の方々との対話を通して丁寧な議論を経たのちに学校設置のあり方について具体的な方向性を示したいと考えています。

また、社会教育については8月に前半の事業を検証し、9月以降の事業の充実

に生かしてまいりたいと考えています。

議員の皆様におかれましては、今後ともご指導ご助言を賜りますようお願い申し上げます、第1回定例会以降の教育行政執行状況についての報告とさせていただきます。

(教育長 岩渕信義君降壇)

○議長(櫻庭豊太郎君) これで、教育長の教育行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(櫻庭豊太郎君) これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、保大木信子さん、8番、岩渕智幸君、9番、渡 保男君の3人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から6月21日までの7日間です。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの7日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

6月16日、17日、19日及び20日の4日間は、議案調査及び休日のため、休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、6月16日、17日、19日及び20日の4日間は、議案調査及び休日のため、休会にすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

◎議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第3、議案第11号「固定資産評価審査委員会の委員

の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長

- 総務課長（大向一司君） それでは、議案第 11 号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

次の方を九戸村固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 九戸村大字江刺家第 7 地割 3 番地 2

氏名 細山武志。昭和 19 年 10 月 22 日生まれ。

令和 3 年 6 月 15 日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、現委員が令和 3 年 8 月 4 日をもって任期満了となるため、選任しようとするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、坂本豊彦君

- 3 番（坂本豊彦君） ただ今、提案された方に何ら異議はありませんけれども、慣例と申しますか、恒例であります財産区の委員長さんが、各地域を見ても選任されておりますけれども、現在は江刺家地区になりますけれども、会長さん、私の認識では今提案される方は、職務代理者と認識しておりますが、会長さんがなられなかったのはどういう理由なのか、お伺いをしたいと思います。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

- 総務課長（大向一司君） 地方税法に兼業の禁止事項がありまして、そういった部分等も総合的に判断いたしまして、現在職務代理者であるから選んだ、お願いするというだけでもございませんけれども、そういった部分も配慮して提案させていただいております。

- 議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立をする）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 11 号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を
求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

○議長（櫻庭豊太郎君） ここで、暑いので休憩をして、窓等を開けたいと思いま
す。

10 分間、休憩させていただきます。

休憩（午前 10 時 40 分）

再開（午前 10 時 50 分）

◎議案第 1 号から議案第 21 号までの一括上程・説明

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、審議を行います。

次に、日程第 4、議案第 1 号「九戸村固定資産評価審査委員会条例の一部を改
正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第 23、議案
第 21 号「令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」までの議案
20 件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第 1 号から順次、説明願います。

議案第 1 号から第 3 号まで。税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） それでは、提案させていただきます。

議案第 1 号をご覧ください。

議案第 1 号「九戸村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決
処分に関し承認を求めることについて」を説明いたします。

提案理由でございます。九戸村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のと
おり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるもので
ございます。

令和 3 年 6 月 15 日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページをご覧ください。

専決処分書でございます。さらに、次のページに専決処分をしました条例の改
正条文を載せております。改正内容でございますが、次のページの新旧対照表に
より説明いたします。表の左側が現行となっております。右側が改正後というこ
とになります。

この改正は、押印を求める手続きの見直し等のための総務省関係政令の一部を

改正する政令の施行に伴う行政不服審査法施行令の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

第4条第4項でございますが、審査申出書への押印が不要となったことによりまして、削除ということです。それに伴い「第5項」を「第4項」に、「第6項」を「第5項」に繰り上げるものでございます。

第8条第5項は、口答審理における口述書への押印が不要となったことから「記載し、提出者がこれに署名、押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改正するものです。

議案第1号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第2号をご覧いただきたいと思っております。

議案第2号「九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を説明いたします。

提案理由は、九戸村税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和3年6月15日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページをご覧いただきたいと思っております。専決処分書でございます。

さらに次のページに専決処分をしました条例の改正条文を載せております。内容は、今回改正されました法令に併せて改正しているものでございます。

施行期日は、原則、令和3年4月1日となっております。

改正の主な内容としましては、村民税におきましては住宅借入金等特別税額控除を拡充、延長するというものです。

固定資産税については、評価額据え置き年度においても価格の下落修正を行う措置も含め、宅地等に係る現行の負担調整措置を令和3年度から令和5年度まで引き続き適用することとしたこととしたこと。その上で、令和3年度に限り、負担調整等により課税標準額が増加する宅地等について、前年度の課税標準額に据え置くこととするものです。

軽自動車税につきましては、環境性能の税率区分の見直しと臨時的軽減の延長、グリーン特例化の見直しを行っております。条例は、2条だけの改正となっております。

改正内容ですが、次のページの新旧対照表により説明いたします。

表の左側が現行、右側が改正後となっております。改正後の条番号で説明いたします。

まず、第1条による改正について説明いたします。

新旧対照表の1ページ目をご覧ください。第24条の第2項でございます。個人の村民税の均等割の非課税限度額算定の基礎となる扶養親族について、原則とし

て国外の 30 歳以上 70 歳未満の者を除き、16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するとする改正をしたもので、令和 6 年 1 月 1 日施行となるものでございます。

第 34 条の 7 は、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲について、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除くことと追加したもので、令和 4 年 4 月 1 日施行となるものです。

第 36 条の 3 の 2 第 4 項は、給与所得の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するとしたものです。

第 36 条の 3 の 3 は、非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直しを行ったものでございます。

4 ページをご覧ください。

第 36 条の 3 の 3 第 4 項は、公的年金受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するというものです。

第 53 条の 8 は、退職所得申告書の定義の整備で、退職所得申告書において電子データで送られてきたものも申告書とするという改正を行ったものです。

5 ページをご覧ください。

第 53 条の 9 第 3 項と第 4 項ですが、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止と、適正に授受できれば、電子データで送付することができるというものでございます。

第 81 条の 4 は、軽自動車の燃費基準を令和 2 年度から令和 12 年度にし、新たな基準の下で、達成度により税率を定めるというものでございます。

附則第 5 条第 1 項ですが、6 ページをご覧ください。

個人の村民税の所得割の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直しを行ったものです。

附則第 6 条は、お店で買った薬等の購入費を支払った場合の医療費の特例について、対象となる医薬品の範囲を見直し、手続きを簡素化して 9 年度まで 5 年間延長するものでございます。

附則第 10 条の 2 第 3 項は、削除ということでございます。それに伴いまして 1 項ずつ繰り上げて、併せて項のずれを整理したものでございます。

8 ページをご覧ください。

附則第 11 条は、固定資産税の特例に関する用語の適用期間を令和 3 年度から令和 5 年度まで 3 年間延長するというものでございます。

附則第 11 条の 2 は、令和 4 年度、令和 5 年度において著しく均衡を失する価格の下落があった場合は、下落後の価格で課税台帳に登録するというものでございます。

9 ページをご覧ください。

附則第 12 条は、宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの固定資産税の特例で、令和 2 年度より課税標準額が高くなった場合、令和 3 年度に限り据え置くこととしたものです。

11 ページをご覧ください。

附則第 12 条の 2 では、九戸村においては、用途変更宅地に係る課税標準額は平均負担方式を適用しないことを明文化したものでございます。

附則第 13 条、農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度の固定資産税の特例を定めたもので、令和 3 年度に限り課税標準額を 2 年度と同じ額に据え置くこととしたものです。

12 ページをご覧ください。

附則第 15 条は、特別土地保有税の課税の特例を令和 3 年度から令和 5 年度まで延長するというものでございます。

13 ページをご覧ください。

附則第 15 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を令和 3 年 12 月 31 日取得分まで 9 カ月間延長するというものでございます。

附則第 15 条の 2 の 2 は、燃料基準の年度を令和 2 年度から令和 12 年度に改め、環境性能割の適用区分は、国交省の代理認定に基づき判断しまして、その達成度により税率を決定するというものでございます。

附則第 16 条は、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度の税率を軽減する特例措置について、対象区分の重点化及び基準の切り替えを行い、令和 5 年度まで適用期間を 2 年間延長するというものでございます。

16 ページをご覧ください。

附則第 16 条の 2 は、法改正による項ずれを整理したものでございます。

附則第 22 条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例を令和 8 年度まで 5 年間延長するものでございます。

附則第 26 条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、コロナの影響で入居が遅れた場合でも、一定の要件を満たしていれば令和 4 年度から令和 17 年度までの 13 年間適用できるとしたものでございます。

18 ページをご覧ください。

2 条による改正についての説明でございますが、これにつきましては、第 2 条による改正は、法律改正による項ずれを整理したものです。

議案第 2 号の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、次に議案第 3 号をご覧ください。

議案第 3 号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関

し承認を求めることについて」を説明いたします。

提案理由は、九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和 3 年 6 月 15 日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。さらに次のページに専決処分しました条例の改正条文を載せております。

内容は、令和 2 年 2 月納期分から実施している新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免の特例措置を令和 3 年度も引き続き行うために改正したものでございます。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

改正点でございます。「令和元年度分及び令和 2 年度分」を「令和 2 年度分及び令和 3 年度分」に、「令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」に改め、「(国民健康保険法第 7 条の規定による資格取得日から 14 日以内に国民健康保険の手続きが行われなかったため、令和 2 年 1 月分以前の国民健康保険税の納期限が令和 2 年 2 月 1 日以降に設定されている場合については、令和 2 年 2 月分以降の国民健康保険税とする。)」を削るものでございます。

議案第 3 号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 4 号について。

総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、議案第 4 号「令和 2 年度九戸村一般会計補正予算(第 11 号)の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

令和 2 年度九戸村一般会計補正予算(第 11 号)につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

令和 3 年 6 月 15 日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、専決第 4 号として専決処分書を添付しております。

次のページからが専決処分いたしました令和 2 年度九戸村一般会計補正予算(第 11 号)となりますので、ご説明を申し上げます。

令和 2 年度九戸村一般会計補正予算(第 11 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正となります。第 1 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 9,273 万 4,000 円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 9,796 万 2,000 円とするものでございます。

第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

第 2 条、繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」によります。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2 ページに「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入を載せております。歳入につきましては、収入見込み額の確定により予算額を補正しております。

第 1 款村税、第 11 款地方交付税などを増額。第 2 款地方譲与税、第 15 款国庫支出金、第 16 款県支出金、19 款繰入金。22 款村債などを減額しております。

歳出につきましては、5 ページからの掲載となります。いずれも減額補正を行っております。事業費の確定、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの整理等によるものでございます。

7 ページをご覧ください。「第 2 表 繰越明許費補正」となっております。

既定の繰越明許費に 3 款民生費の 1 事業を追加しております。また、事業の進捗状況により、掲載のとおり 7 款商工費から 11 款災害復興費までの 9 事業において既定の繰越明許費の変更を行っております。

次に 8 ページをご覧ください。「第 3 表 地方債補正」でございます。林道整備事業債のほか、3 件の起債限度額について、それぞれ減額補正をしております。詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししておりますので、ご覧くださいまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 5 号、6 号について。

税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） それでは、議案第 5 号を説明したいと思います。議案第 5 号をご覧ください。

議案第 5 号「令和 2 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を説明いたします。

令和 2 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めます。

令和 3 年 6 月 15 日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。

次のページから専決処分しました令和 2 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)となっておりますので、説明いたします。

令和2年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,760万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,127万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決します。

令和3年3月31日、九戸村長 晴山裕康。

この補正予算は、各事業量の減、または不用額の精算が主なものとなっております。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第6号をご覧ください。

議案第6号「令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を説明します。

令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

令和3年6月15日提出、九戸村長 晴山裕康

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。

次のページから専決処分しました令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)となっております。

令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ138万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,430万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

この補正予算は、各事業量の減、または不用額の精算が主なものとなっております。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第7号について。

教育次長

○教育次長(坂野上克彦君) 議案第7号「令和2年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて」ご説明いたします。

令和2年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めますのでございます。

令和3年6月15日提出、九戸村長 晴山裕康。

議案本文裏面に専決処分書を示しております。

次のページからが専決処分を行いました索道事業特別会計補正予算(第4号)の補正予算書となっております。

令和2年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ194万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,594万4,000円といたします。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

次の2ページからが「第1表 歳入歳出予算補正」となっております。

続きまして、添付資料といたしまして、事項別明細書を添付いたしております。

今回の補正は、令和2年度の索道事業が終了いたしましたことによりまして、歳入歳出それぞれ予算額を整理したというものとなっております。よろしく、ご審議のほど、お願いいたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に議案第8号から10号まで。

総務課長

○総務課長(大向一司君) 議案第8号「令和2年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

令和2年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めますのでございます。

令和3年6月15日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、専決第8号として専決処分書を添付しております。

次のページからが専決処分いたしました令和2年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和2年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正となります。第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ12万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,437万8,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2ページに「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入、3ページに歳出を載せてございます。歳入見込み額及び事業費の確定等により、それぞれ減額補正をしているものでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししておりますので、ご覧いただきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、議案第9号「令和2年度伊保内財産区特別会計補正予算(第3号)」の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

令和2年度伊保内財産区特別会計補正予算(第3号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和3年6月15日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、次のページ、専決第9号として専決処分書を添付しております。次のページからが専決処分いたしました令和2年度伊保内財産特別会計補正予算(第3号)となりますので、ご説明を申し上げます。

令和2年度伊保内財産特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正となります。

第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ121万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562万1,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2ページに「第1表 歳入歳出予算補正」に歳入、3ページに歳出を載せてございます。

歳入見込額及び事業費の確定等により、それぞれ減額しているものでございます。詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししておりますので、ご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしく願います。

次に、議案第10号「令和2年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)」の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

令和2年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和3年6月15日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページ、ページをめくっていただきまして、専決第10号として専決処分書

を添付しております。

次のページからが専決処分いたしました令和2年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和2年度江刺家財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正となります。第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ14万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ607万6,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2ページに第1表、歳入歳出予算補正の歳入。3ページには歳出を載せております。歳入見込額及び事業の確定等にそれぞれ減額補正しているものでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししてありますので、ご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第12号について。

副村長

○副村長(伊藤 仁君) 議案第12号「九戸村中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定について、お諮りいたしますので、ご説明いたします。

先の3月議会におきまして、ご承認いただきました第3次九戸村総合発展計画におきましては、「持続可能な九戸村をめざし、人口減少対策を強く打ち出していく」としたところでございます。

また、併せて少子化対策、定住対策を本村の基本方針とすべく「九戸村の未来につなぐ基本条例」につきましてもご提案し、議会でもご承認いただいたところでございます。これを受けまして、現在、本村の定住人口拡充に向けた、さまざまな取り組みを推進しておるところでございます。

九戸村における雇用の場を拡充し、また、村民の所得を向上させていくこともこうした定住促進の重要な要素ととらえているところでございます。村内の中小企業及び小規模企業が時代の変化に柔軟に対応して、経営を革新し、または新たな事業の展開を進め、売り上げを伸ばし雇用を増やしていくことができれば、定住人口の拡大につながるものと大いに期待をしておるところでございます。

また、新たな操業、開業や事業振興を促していくことで、村内の産業活性化をしていくこともできるものと考えております。このため、村といたしましては、商工会やその他の支援機関と連携しながら、こうした支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

今回、ご審議いただきます九戸村中小企業・小規模企業振興基本条例は、そう

した中小企業振興の基本理念を示し、村や商工会、その他支援機関の役割と村民の理解、協力を求め、施策の基本方針を明確にしようとするものでございます。

国におきましては、中小企業基本法が制定されております。県におきましても中小企業振興基本条例が制定され、県内でも市町村単位で中小企業等の振興基本条例を制定する市町村が増えております。本村におきましても、かねてより九戸村商工会から基本条例制定の要望をいただいていたところでもございますので、今回、基本条例としての成案として、お諮りすることとしたところでございます。

なお、基本条例の条文につきましては、商工会と事前に協議を行い、また村の商工業振興審議会にもお諮りしたものであることを申し添えます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第13号、第14号について。

移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） それでは、議案第13号「ふるさとの館条例の一部を改正する条例」について、説明させていただきます。

ふるさとの館条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、第2条です。名称を「九戸村立」から「九戸の宿」に変えるということです。

そして、別表9条関係でございます。今まで4区分にしていたものを一律、和室については「5,000円」。そして、洋室については「5,500円」に改めるものでございます。

そして2、日帰り休憩料ということで、これまで3区分であったものを和室を「1,500円」。超過料金については「300円」。洋室については「2,000円」。超過料金については、「400円」に改めるというものでございます。

また、上記以外の利用ということで、これについても一律200円に改めるものでございます。

裏面をご覧ください。6のパターゴルフ場でございます。パターゴルフ場につきましては、現状の状態からパターゴルフ場としては使用しない方向で、6については削るという改正でございます。

最初に戻っていただきまして、附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月15日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございます。利用料金を見直し、施設の管理運営の安定を図るため、所要の整備をしようとするものでございます。これが、この条例案を提出する理由です。

続きまして、議案第14号「九戸村都市農村交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、説明させていただきます。

九戸村都市農村交流施設設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正す

る。

新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。

交流促進センターの入浴料です。これにつきまして、今まで小中学生「150 円」。一般「300 円」としていたものを、小中学生については「300 円」。そして一般については「500円」ということで、現在の「ふるさとの湯っこ」と同じような形の料金体系に改定するというものでございます。

初めに戻りまして、附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月15日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございます。利用料金を見直し、施設の管理運営の安定を図るため、所要の整備をしようとするものでございます。これが、この条例を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第15号。

税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） それでは、議案第15号をご覧いただきたいと思

います。
議案第15号「九戸村手数料条例の一部を改正する条例について」説明いたしま

す。
九戸村手数料条例の一部を次のように改正する。

別表1（8）を削る。

附則。この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年6月15日提出、九戸村長 晴山裕康。

今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によるものでございます。

地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして、法律で明文化されたことに伴い、同機構が再交付手数料を徴する主体となり、村が条例で再交付手数料の徴収をする根拠を定める必要がなくなることから、削除するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第16号、17号について。

総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、議案第16号「九戸村総合開発審議会条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例案は、九戸村議会基本条例の施行に伴い、同条例第10条第2項で定める「議員は、法令等で定めがある場合を除き、村長等の附属機関の委員に就任しないとする」の規定を受けて改正するものでございます。

基本条例では、移行期間として、附則第2項で経過措置を設けていただい

りましたが、村側の準備が整いましたので、本定例会に提出させていただくものでございます。

改正条例は、改正が必要な条例ごとに条建てとしております。具体的な改正内容につきましては、条例改正文の次のページに添えております新旧対照表でご説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧願います。

最初に、第1条による改正となります。第1条は、九戸村総合開発審議会条例について、第4条第2項第1項で定める村議会議員に委嘱する旨の規定について、村議会議員の文言をなくするものでございます。

続く第2条による改正は、九戸村青少年問題協議会設置条例について、第3条第1項で定める村議会議員に任命する部分の文言をなくするものでございます。第3条による改正は、九戸村村営住宅入居者選考委員会条例について、第3条第1項第1号で定める「村議会議員が推薦する議員5人」を「村内有識者3人」に改め、これに伴い委員の総数を「10人」から「8人」とするものでございます。

次のページになりますが、併せて同条第2条の委員の任期を定める規定中から議員をなくするものでございます。第4条による改正は、九戸村営牧野等運営審議会条例について、第2条第1項第1号で定める村議会議員2名に任命する部分の文言をなくし、これに伴い学識経験者の委員の数を2名から4人以内とするものです。これに伴い、委員の総数を12人から12人以内とするものです。併せて文言の整備を行い「名」となっているものを「人」に改めております。

第5条による改正は、九戸村商工業振興審議会条例について、第3条第1項第1号で定める村議会議員2名以内に任命する文言をなくし、これに伴い商工業関係企業金融機関の委員数を2人以内から4人以内とするものです。

議案書に戻っていただきまして、附則第1項となります。この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月15日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、九戸村議会基本条例の制定により所要の整備をしようとするものでございます。以上、議案第16号の説明となります。

続いて、議案第17号の説明を申し上げます。

議案第17号「財産の取得に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産でございますが、品名はポンプ自動車。数量は1台。

取得価格は、2,750万円でございます。

取得の方法は、買入れとなります。

取得先でございますが、岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 11 地割 501 番地 14。
互光商事株式会社 代表取締役、玉川康介。

提案理由でございますが、九戸村消防団第 1 分団配備のポンプ自動車の用に供するため、買入れしようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 続いて、議案第 18 号について。

地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） それでは、議案第 18 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」ご説明いたします。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 取得する財産でございます。（1）品名、除雪ドーザ。（2）数量、1 台。

（3）取得価格、2,032 万 8,000 円でございます。

2 取得方法は、買入れでございます。

3 取得先でございます。所在地、岩手県二戸郡一戸町岩館字田中 65 番地 12。
名称、コマツ岩手株式会社二戸営業所 所長、石亀祐輔でございます。

令和 3 年 6 月 15 日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございます。除雪作業で使用する除雪ドーザを買入れしようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 議案第 19 号について。

教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 議案第 19 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」ご説明いたします。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産の品名は、九戸村立小中学校用電子黒板。

数量は 25 台でございます。

取得価格は 1,317 万 4,040 円。

取得の方法は買入れでございます。

取得先は、岩手県北上市村崎野 19 地割 116 番地 4。名称は、株式会社システムベース。代表取締役社長 梁田雅伸。

令和 3 年 6 月 15 日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由は、小中学校児童生徒の学習環境の充実を図るため、買入れをしようとするものでございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 20 号について。

総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、議案第 20 号「令和 3 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)」について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正となります。

第 1 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,296 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54 億 8,275 万 5,000 円とするものでございます。

第 2 条として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

令和 3 年 6 月 15 日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、「第 1 表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入につきましては、2 ページのとおり、款項にそれぞれ補正額の欄の金額を追加しております。

歳出につきましては、3 ページと 4 ページのとおり、款項にそれぞれ補正額の欄の金額を追加しております。

次のページからが今回の補正予算についての事項別明細書となっておりますので、主なものを説明させていただきます。

まずは歳入でございますが、事項別明細書 3 ページをご覧くださいと思います。15 款国庫支出金、2 款国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、10 節子育て世帯特別給付として、補助金 466 万 9,000 円を新規で計上しております。これは歳出の 3 款民生費で支出する子育て世帯に給付する特別給付金に係る経費の財源に充てるものでございます。

次に、16 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、8 節クリーンエネルギー導入支援事業として、補助金 500 万円を新規で計上しております。これは、歳出 2 款総務費で支出する太陽光街路灯設置工事の財源となります。

次にその下の行となりますが、2 目民生費県補助金、8 節子育て世帯特別給付として 1 万 6,000 円を新規で計上しております。これにつきましても先ほど申し上げました子育て世帯に給付する特別給付金に係る経費の財源となるものでございます。

次に、その下の行となります。4 目農林水産業費県補助金、15 節農業基盤整備事業として補助金 112 万 5,000 円を追加しております。これは歳出の 6 款農林水

産業費で支出する土地改良総合整備事業費の財源となります。

次に、4ページをご覧ください。16款県支出金の2節地方創生推進交付金として、67万2,000円を新規で計上しております。これは歳出2款総務費で支出する伊保内高校支援事業の財源となります。

次に、20款繰越金となりますが、1節繰越金に前年度繰越金4,100万9,000円を追加計上しております。

次に、5ページをご覧ください。歳出でございます。

歳出の主なものといたしましては、1款議会費中、17節備品購入費に123万1,000円を追加しております。これは購入予定でありましたタブレットについて、村組織の機構改革により、本会議場に入ります説明職員が増えたことによる購入台数の増と、購入予定としておりました予定機種が生産中止となり、新型機種を購入することになったことによるものでございます。

次に2款総務費については、1項総務管理費、4目財産管理費、12節委託料に20万9,000円を計上しております。これは1階の自動ドアやエレベーターへの案内、保健福祉課が新設されましたので、これら1階の案内板を設置する経費となります。

次に同じく総務費の6目企画費中に伊保内高校支援事業として、合計で134万5,000円を計上しております。内訳は、学校紹介パンフレット作成経費として10節需用費に印刷製本費31万9,000円。全国から生徒を募集するための合同説明会の手数料といたしまして、11節役務費手数料88万円。高校紹介動画作成経費として、12節委託料に14万6,000円を計上しております。

同じく6目企画費、12節にホームページをリニューアルするための経費といたしまして、ホームページ作成業務委託料440万円を計上しております。

次に同じく6目企画費中に、ナインズファームと地域おこし協力隊の募集に係るお試し体験経費として、11節役務費広告料に49万5,000円。13節使用料及び賃借料に会場借上料17万8,000円を計上しております。この会場借上料は、お試し企画として、1人2泊3泊程度の滞在費を予算措置するものでございます。

次に同じく6目企画費中に14節工事請負費1,074万6,000円を計上しております。これは、岩手県企業局のクリーンエネルギー導入支援事業費補助金を活用して、太陽光による高さ3メートル程度の街路灯6基を設置しようとするものです。設置場所は、主要地方道軽米九戸線の細屋地区を予定しております。街路灯の設置は、ナインズミーティングにおいて、九戸中学校の生徒から提言をいただいております。また、場所については、補助事業がクリーンエネルギーの普及啓発を目的とするものでありますことから、交通量が多くPR効果の高い場所に設置したいという企業局の選考基準によるものです。

次に、6ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に468万5,000円を計上しております。これは、すべて子育て世帯に対する特別交付金に係る経費となります。この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活支援として児童一人当たり5万円を支給する新たな制度となります。

次に、7ページになりますが、6款農林水産業費、1項農業費、6目畜産費、18節に肥育素牛導入事業補助金として100万円を新規に計上しております。これは、和牛肥育経営者が肥育素牛を購入するに当たり、経費の一部を支援するものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費中に、高齢者世帯への配食サービス事業を継続するための経費として、10節に食糧費292万1,000円と12節に運搬作業委託料168万3,000円を計上しております。

次に、8ページとなりますけれども、同じく1項商工費、3目ふるさと振興公社委託事業、10節需用費の修繕料に239万1,000円を計上しております。その内訳はふるさとの館舗裝修繕、オドデ館レストラン等の改修、コロポックルランドポンプ場機器修繕となります。

次に同じく3目、17節備品購入費の256万7,000円は、甘茶乾燥機を購入するものです。次に同じく3目、21節の補償費148万7,000円は、オドデ館西側進入路拡幅に伴う電柱の移転補償費となります。

次に、9款消防費、1項消防費、3目消防施設費の補正内容は、戸別受信機の購入と設置について、工事請負費で予算措置をしておりましたので、予算科目を備品費と設置委託料に組み替えるものでございます。

次に、9ページをご覧いただきたいと思います。10款教育費となります。1項教育総務費、2目事務局費、24節積立金は、一般寄附金として100万円の寄付がありましたので、育英奨学資金貸付基金を積み回しするものでございます。

次に、第5項社会教育費、1目社会教育費、10節需用費の消耗品費83万3,000円は、成人式の実施に当たり新成人出席者を対象にPCR検査を実施するための検査キットを購入するためのものでございます。

次に、10ページに移りまして、6項保健体育費、2目体育施設費、14節工事請負費。ここに394万円を計上しております。その内訳は、体育センター音響設備設置工事とナインズ球場舗装工事となります。

次に、3目学校給食施設費、12節委託料に給食施設運営業務委託料435万1,000円を追加しております。

以上、令和3年度九戸村一般会計補正予算(第1号)の説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 続いて、議案第21号について。

税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） 議案第 21 号をご覧ください。

議案第 21 号「令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」について、説明いたします。

令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を次のように定めようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 12 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 1,391 万 7,000 円としようとするものでございます。

第 2 項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおり定めようとするものでございます。

令和 3 年 6 月 15 日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページが「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入となっております。

第 6 款繰入金、第 1 項他会計繰入金について、補正前の額に 12 万 3,000 円を増額し、6,436 万 1,000 円とし、歳入予算の総額を 6 億 1,391 万 7,000 円にしようとするものでございます。

次のページが歳出となっております。第 1 款総務費、第 1 項総務管理費について、補正前の額に、国保連への市町村事務処理標準システム導入に係る負担金として 12 万 3,000 円を増額し 1,148 万 1,000 円とし、歳出予算の総額を 6 億 1,391 万 7,000 円にしようとするものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上で日程第 4、議案第 1 号「九戸村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第 23、議案第 21 号「令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」までの議案 20 件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案等の審議については、議事運営の都合上、6 月 21 日の会議において行うこととしたいと思いますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の会議は 6 月 18 日午前 10 時から、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会（午前 11 時 51 分）